

芳賀町学童保育料
口座振替依頼書

金融機関 御中

年 月 日

団体名		芳賀町	料金の種類	学童保育料	
保護者 (預金者)	住所 連絡先	(電話 — —)			
	ふりがな 氏名			届出印	
児童名	ふりがな	①	②	③	
	氏名				
		年間・一時的	年間・一時的	年間・一時的	
	クラブ名	クラブ			

私は上記の学童保育料を預金口座によって支払うことにしたので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

指定口座	金融機関名		足利銀行					支店	振替日
	口座番号	普通 当座	はが野農協					支店	毎月20日 又は 毎月25日
取扱開始年月			年 月分より					休日の場合 翌営業日	

記

- 私が支払うべき保育料について、貴金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を預金口座から引き落としのうえお支払いください。預金口座に記載されている料金をもって領収書とみなします。また、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 預金の引き落としにあたっては、当座鑑定約定書または預金規定に関わらず、小切手の振出または預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されてもさしつかえありません。
- この契約は貴金融機関が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議ありません。
- この預金口座振替について、仮に紛議が生じても貴金融機関の質によるものを除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。
- 保育料において還付が生じた場合は、指定口座に振り込んでもさしつかえありません。